

睦監第35号
令和6年11月25日

睦沢町長 田中憲一様

睦沢町議会議長 麻生安夫様

睦沢町代表監査委員

中村幸夫

睦沢町監査委員

市原重徳

令和6年度定例監査結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。
なお、本監査は睦沢町監査基準に準拠して実施した。

記

1 監査の対象

令和6年度 睦沢町一般会計
令和6年度 睦沢町国民健康保険特別会計
令和6年度 睦沢町介護保険特別会計
令和6年度 睦沢町後期高齢者医療特別会計
令和6年度 睦沢町下水道事業会計

2 監査の期日

令和6年11月11日（月）、12日（火）

3 監査の方法

令和6年度定例監査を実施するにあたり、資料調整日（令和6年9月30日ただし、職員配置及び事務分担に関する調べは、同年10月1日現在）までに執行した事務事業について、経済的、効率的、合法的かつ合理的であるか。

また、今回の監査では、令和6年度中間における会計処理について、予算執行は適正に行われているか、併せて職員の配置、事務分担、行政運営等事務事業が合理的、効率的に行われているか等に主眼を置いて監査した。

4 監査の概要

(1) 予算の執行状況

令和6年9月30日現在における各会計の予算の執行状況は、次のとおりである。

(歳 入)

(単位：千円、%)

会計名	項目 予算額 (A)	調定済額 (B)	収入済額 (C)	予算に対する収入歩合 (C)/(A)	調定済額に対する収入歩合(C)/(B)
一般会計	4,029,482	2,712,596	2,301,594	57.12	84.85
国民健康保険特別会計	1,015,629	917,686	407,854	40.16	44.44
介護保険特別会計	854,932	738,881	367,809	43.02	49.78
後期高齢者医療特別会計	134,866	105,843	47,411	35.15	44.79
下水道事業会計※	118,693	23,732	42,985	36.22	181.13
合 計	6,153,602	4,498,738	3,167,653	51.48	70.41

(千円未満切捨て)

※ 下水道事業会計は、令和6年3月31日で打ち切り決算を行ったことから、令和5年度事業の4月1日から5月31日までの収入が含まれている。

(歳 出)

(単位：千円、%)

会計名	項目 予算額 (A)	支出済額 (B)	予算に対する支出割合(B)/(A)
一般会計	4,029,482	1,543,380	38.30
国民健康保険特別会計	1,015,629	368,408	36.27
介護保険特別会計	854,932	330,585	38.67
後期高齢者医療特別会計	134,866	23,882	17.71
下水道事業会計※	128,990	40,359	31.29
合 計	6,153,602	2,306,614	37.48

(千円未満切上げ)

※ 下水道事業会計は、令和6年3月31日で打ち切り決算を行ったことから、令和5年度事業の4月1日から5月31日までの支出が含まれている。

(2) 監査の内容

① 議会事務局

局長以下4名（うち再任用1名、2名兼務）で、定例会及び臨時会を中心とした議会事務と併せて監査事務（兼務を除く）にあたる。
事務の執行状況及び支出の状況等について調査した。

② 総務課

総務課は、庶務秘書班及び行政管財班（議会事務局書記兼務1名、選挙管理委員会兼務4名含む）で組織されており、課長以下9名で各事務事業にあたる。（休職1名）

また、会計年度任用職員は2名（庶務事務補助、町長車運転）となっている。

ア 庶務秘書班

庶務秘書班は、給与、職員の任免・分限・懲戒・服務その他人事、法規整備などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、職員の人事管理などについて調査した。

イ 行政管財班

行政管財班は、消防、防災、防災行政無線の設備管理、交通安全、公共施設の維持管理、学校建設などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、地デジ改修、防災及び災害対策、自治体DX推進、補助金などについて調査した。

ウ 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、選挙啓発、選挙人名簿の定時登録、各種選挙の執行、選挙管理委員会の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況について調査した。

③ 企画財政課

企画財政課は、企画班及び財政班（議会事務局書記兼務1名）で組織されており、課長以下8名で各事務事業にあたる。

ア 企画班

企画班は、スマートウェルネスタウン(道の駅)、地方創生、統計、広報、防災無線などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、スマートウェルネスタウン拠点形成事業、K P I、若者定住型住宅分譲事業、防災行政無線、広報事務、団体への補助金などについて調査した。

イ 財政班

財政班は、財政事務、地方公会計制度などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、入札、契約事務、ふるさと納税などについて調査した。

④ 税務住民課

税務住民課は、税務班及び住民班で組織されており、課長以下11名（うち再任用2名）で各事務事業にあたる。（育児休暇1名）

また、会計年度任用職員1名（税務班事務補助）となっている。

ア 税務班

税務班は、町税及び国民健康保険税の賦課・徴収などを中心とした税務事務にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、不納欠損処理、固定資産評価システム事務、町税等の徴収体制、補助金などについて調査した。

イ 住民班

住民班は、戸籍、住民登録、個人番号制度などの事務にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務の執行状況の外、個人番号カード交付業務などについて調査した。

⑤ 福祉課

福祉課は、福祉班及び子育て推進班で組織されており、地域包括支援センター業務を含め、課長以下14名（うち町社会福祉協議会派遣2名、地域包括支援センター業務兼務3名）で各事務事業にあたる。（育児休暇1名）

ア 福祉班

福祉班は、高齢者・障害者の福祉及び生活困窮者などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、福祉タクシー、各委託業務、審議会、委員会、補助金などについて調査した。

イ 子育て推進班

子育て推進班は、児童福祉・こども医療対策・母子保健などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、子どもの成長応援補助事業、虐待防止事務、子ども医療事務などについて調査した。

ウ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域支援事業事務、高齢者福祉事務、地域ケア会議、介護予防事業などの事務事業にあたる。

所管する事務事業の執行状況の外、審議会、委員会などについて調査した。

⑥ 健康保険課

健康保険課は、保険班及び健康推進班で組織されており、課長以下12名で各事務事業にあたる。

また、会計年度任用職員は3名（保険事務補助及び介護認定調査）となっている。

ア 保険班

保険班は、国民健康保険、国民年金、介護保険事業及び後期高齢者医療などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の不納欠損処理、滞納者の状況などについて調査した。

イ 健康推進班

健康推進班は、住民健康診査等の各種予防事業、保健師活動、栄養士活動、健康づくり事業などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、感染症対策、保健師活動などについて調査した。

⑦ 産業建設課

産業建設課は、建設班、産業振興班及び生活環境班で組織されており、課長以下13名（うち農業委員会兼務3名）で、各事務事業にあたる。

また、会計年度任用職員は4名（みどりの広場管理、鳥獣等処理業務、かずさ有機センター業務）となっている。

ア 建設班

建設班は、工事設計積算・監督事務、道路・河川・公園・町営住宅等の維持管理、災害復旧などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、災害復旧事務、地籍調査などについて調査した。

イ 産業振興班

産業振興班は、農業、林業、商工観光業、有害鳥獣対策、環境保全型農業直接支払対策などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、多面的機能支払交付金、有害鳥獣対策及び補助金、各委託業務、審議会、委員会などについて調査した。

ウ 生活環境班

生活環境班は、産業廃棄物対策、畜犬登録、農業集落排水、コミュニティ・プラントなどの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、公営企業法的化移行事務などについて調査した。

⑧ 農業委員会

局長以下3名（全員兼務）で、農地の権利移転や農地利用の最適化等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と、事務事業の執行状況について調査した。

⑨ 会計課

会計管理者以下2名で、出納事務及び物品の管理にあたる。

所管する会計の収入支出の状況の外、日報及び通帳残高などについて調査した。

⑩ 教育委員会

教育課

教育課は、学校教育班及び生涯学習班で組織されており、教育長以下15名（うち再任用2名、こども園派遣1名）で各事務事業にあたる。

また、会計年度任用職員は16名（教諭6名、事務員4名、バス運転手6名）となっている。

ア 学校教育班

学校教育班は、教育委員会、学校教育及び学校給食などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、教員労働実態、ＩＣＴ教育、放課後児童クラブ運営などについて調査した。

イ 生涯学習班

生涯学習班は、各施設を活動の拠点として、生涯学習活動指導、スポーツの振興などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、体育業務委託、文化財保護事業、各委託業務、審議会、委員会などについて調査した。

なお、各施設別の内容については、次のとおりである。

a) 中央公民館

中央公民館は、社会教育、青少年教育、生涯学習及びスポーツの振興などの事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、公民館バス事業、子ども会活動について調査した。

b) 歴史民俗資料館

歴史民俗資料館は、郷土資料の収集と保存、研究調査及び文化財の保護などにあたる。

所管する会計の収入支出の状況の外、事務事業の執行状況について調査した。

ウ こども園

こども園は、園長以下22名（うち保健師1名、栄養士1名、調理員2名、教育課より派遣1名）で、乳幼児の短時間保育、長時間保育の通常保育と子育て支援業務にあたる。（育児休暇3名）

また、会計年度任用職員は18名（うち事務員1名、調理員1名、運転手1名、保育補助4名、用務員1名）となっている。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、入園児の現状及び保育士の確保、こども園バスの送迎時の安全確認などについて調査した。

5 監査の結果

地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、第2項により一般行政事務いわゆる行政監査並びに第3項の規定により、事務の執行が、住民の福祉の増進と最小の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化と規模の適正化が図られているかを監査した。

方法は、令和6年4月1日から令和6年9月30日までに執行された、各課等が所管する事務事業の執行状況及び会計収支状況を主な資料として実施した。

また、今回の監査では、主に行財政に関する事務事業について、合理性、効率性等を中心に監査した。

その結果、一般会計において収入済額は、2,301,594千円で、予算額4,029,482千円に対し57.12%（前年度58.39%）の収入率で、調定額2,712,596千円に対する収入率は、84.85%（前年度84.48%）である。

一方、支出済額は1,543,380千円で、38.30%（前年度37.24%）の執行であり、予算額に対しての収入率、執行率はいずれも前年度と概ね同額で、事務事業の執行については、関係法令及び予算に基づき、適正に執行されていると認められた。

今回の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項はない。
なお、総括的意見として、以下の点に留意願いたい。

6 総括的意見

- (1) 災害に対する町民の意識は、能登半島地震や豪雨災害、南海トラフ地震臨時情報の発令などにより、より身近なものとして高まっている。
町も災害対策コーディネータの育成や、各地区の自主防災組織の活性化への支援など取り組みを行っているが、災害はいつ発生するか予見できないことから、備えに関する事務事業は更に推進されたい。
- (2) 人事管理では、住民サービスも多様化し、事務事業は細分化され、緊張の続く環境下での業務に対し、今後も疲弊する職員の増加が見込まれる。希望を持って採用された職員もやりがいのある職場と思えるよう、働き方改革を積極的に取り入れ、なお生産性も向上させる職場環境づくりに取り組まれたい。
- (3) 各行政機関には事務事業を推進するため、様々な審議会や委員会などが設置されている。設置根拠は別であっても組織の統合ができないか、また会議等の開催が見込まれないものは廃止できないかなど、行政改革・働き方改革の観点から検討をされたい。